

兵庫県における医師対医師（D to D） 遠隔医療推進検討会

資料 1

検討事項及びスケジュールについて

令和3年9月22日(水) 兵庫県健康福祉部健康局医務課

検討会の設置

県内どの地域においても質の高い医療を受けられるよう、地域医療を支える仕組みの一つである、遠隔画像診断等の医師対医師（D to D）遠隔医療の推進に向け、本県における、行政、医療機関等が果たすべき役割や今後の取組方向等について検討することを目的として、「兵庫県における医師対医師（D to D）遠隔医療推進検討会」を設置する

「兵庫県保健医療計画」

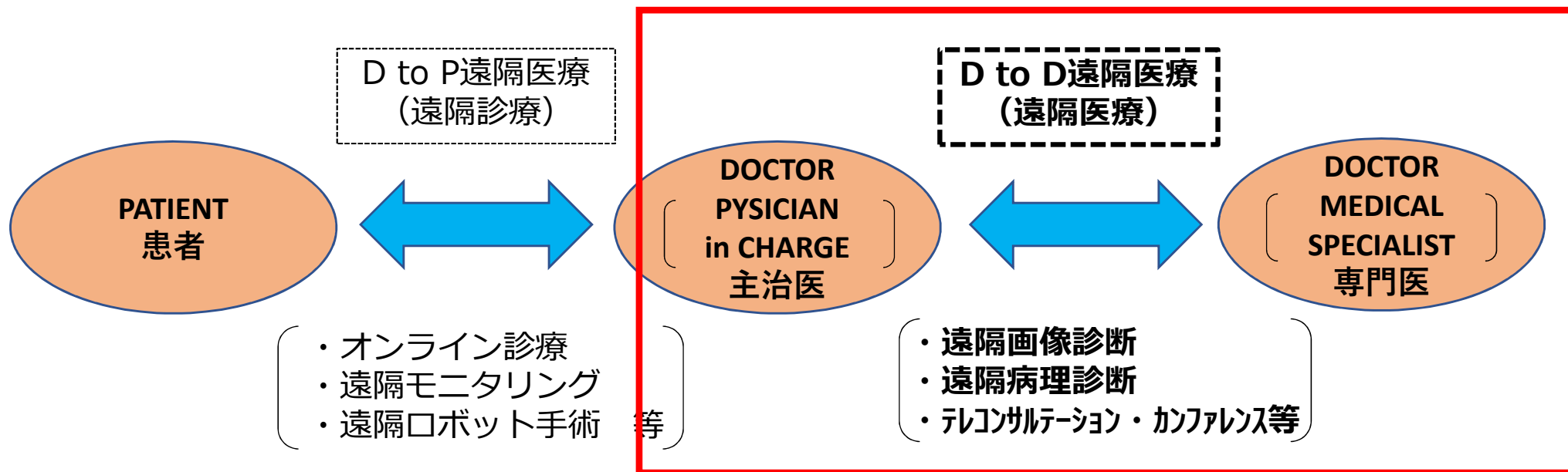
医師及び専門医療等の提供体制、今後の医療需要の動向、これまでの遠隔医療の取組等の地域の実情を踏まえ、医療機関、大学、行政の役割を明確にした上で、地域医療を支える仕組みとして必要なD to D遠隔医療の整備方針を策定し、今後のさらなる推進を図っていく。

1 医師対医師 (D to D) 遠隔医療について

1 遠隔医療の定義と種類

遠隔医療 (Telemedicine and Telecare)

通信技術を活用した健康増進、医療、介護に資する行為



【遠隔医療の2つのタイプ】

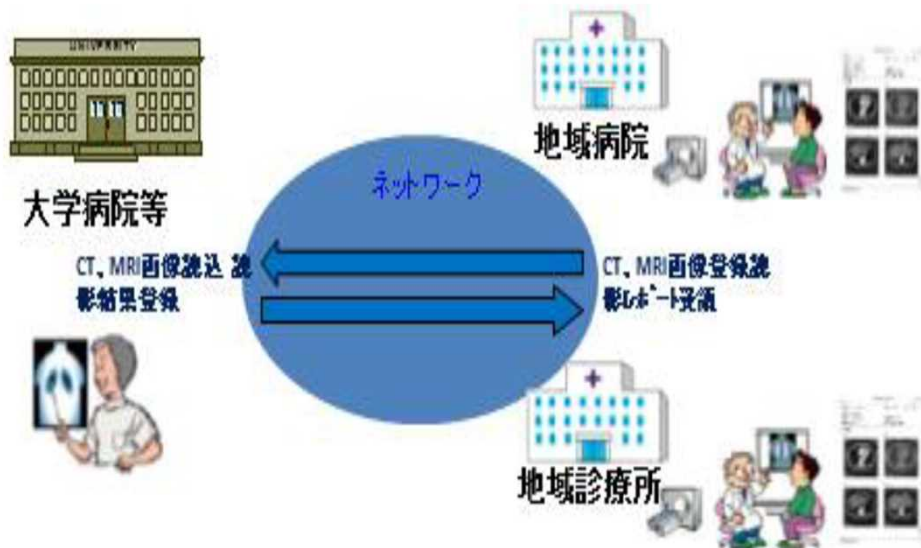
「図説・日本の遠隔医療2013」(一般社団法人 日本遠隔医療学会：平成25年10月) を一部改変

1 医師対医師（D to D）遠隔医療について

遠隔画像診断(テレラジオロジー)

【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



「遠隔医療について」(厚生労働省HP)

【県内の遠隔画像診断実施例】

実施主体	内容
特定非営利法人神戸画像診断支援センター 神戸大学地域医療活性化センター内	CT、MR装置などから発生する検査画像を、依頼情報とともに神戸画像診断支援センター(画像データセンター)に電送し、各分野の専門医が送られてきた画像を診断し、報告

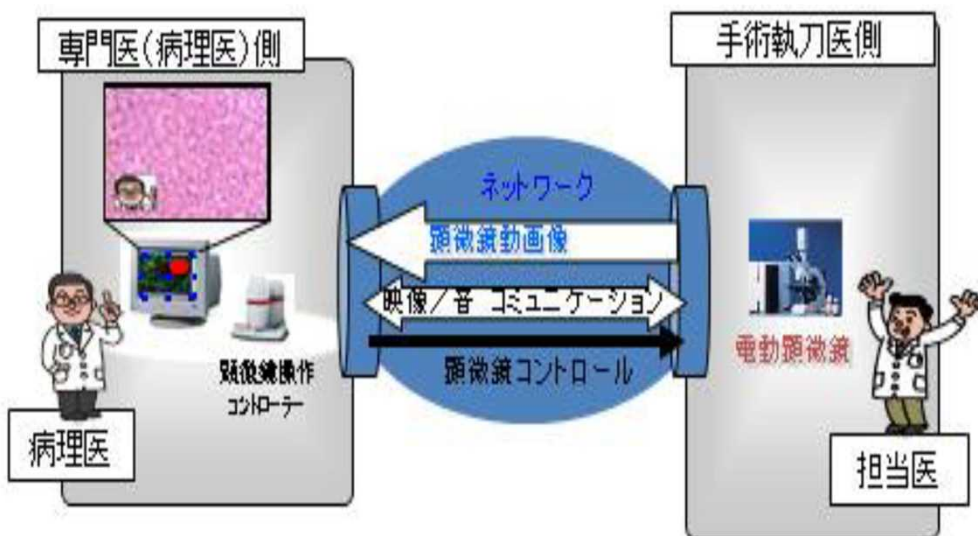
1 医師対医師（D to D）遠隔医療について

遠隔病理診断(テレパソロジー)

【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに行う遠隔診断を行う。
 【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。

【県内の遠隔病理診断実施例】

実施主体	内容
県立淡路医療センター・神戸大学・長崎大学	県立淡路医療センターの依頼に基づき、病理画像及び患者属性情報を神戸大学等が共有することにより、病理診断を実施



「遠隔医療について」(厚生労働省HP)

1 医師対医師 (D to D) 遠隔医療について

遠隔相談(テレコンサルテーション)

【概要】 画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。また、在宅の患者とのコミュニケーションを図る。

【効果】 医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。



「遠隔医療について」(厚生労働省HP)

【県内のテレコンサルテーション・カンファレンス実施例】

実施主体	内容
兵庫県等	尼崎総合医療センター、豊岡病院、神戸大学等(13施設)のTV会議システムにより、症例検討会、専門医のコンサル、合同セミナー等を実施
兵庫県	県立こども病院及び地域の中核病院の医師が、情報ネットワークシステムを活用し、オンラインによる協働での診療体制を整備
株式会社TICU(芦屋市)	専用端末により転送されたカルテの病歴とバイタル情報等に基づき集中治療専門医が診療方針を検討し、ビデオ会議機能で主治医と相談
神戸市	新型コロナウイルス感染症患者への対応について、T-ICUのシステムを使い、中央市民病院の治験と助言を加え、市内医療機関の診療を助言

2 国・県の取組について

医療の質の向上・患者の利便性の向上・離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付け、以下の施策等を実施

- 厚生労働科学研究費補助金による研究に対する助成(国)
- 遠隔病理診断（術中迅速病理診断）・遠隔画像診断等に対する診療報酬上の評価(国)
- 遠隔医療のための情報通信機器への補助事業(国・県)

令和3年度遠隔医療設備整備事業(医療施設等設備整備費補助金)

基準額	対象経費	補助率	下限額
1 遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598千円 (2)依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390千円 (2)依頼側医療機関 14,855千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1 / 2	1か所につき150,000円

- 医師等医療従事者に対する、遠隔医療に関する正しい知識や技術の取得を目的とした研修事業（国）

令和2年度遠隔医療従事者研修事業

- (1) 開催回数等：3回（オンライン配信形式による）、1回当たり2時間・200人程度
- (2) 内容：遠隔医療に関する制度、役割等及び関係する分野（医療分野におけるICT、データヘルス等）

3 地域における医師確保について(「兵庫県医師確保計画」)

1 医師確保の方針

- 今後、高齢者人口の増加による医療需要の増や、提供が求められる医療の多様化が見込まれること等を踏まえると、本県においては、引き続き医師確保対策を充実させていくことが必要
- 県内において、相対的に医師が不足している北播磨、播磨姫路、但馬、丹波及び淡路の各二次医療圏を「医師確保対策重点推進圏域」として位置付け、医師確保・偏在是正等に向けた取組を重点的に推進

2 確保方策

区分	主な内容
1. 医師確保等の推進体制の整備	兵庫県地域医療支援センターにおける、地域医療活性化センター等と連携した取組の推進
2. へき地等勤務医師の養成	へき地等勤務医師（県養成医師）の養成、体系的な教育・研修の実施
3. 医師のキャリア形成支援	へき地等勤務医師（県養成医師）の義務年限終了後の県内定着促進
4. 医師の養成過程を通じた確保対策	新専門医制度における専門研修プログラムの充実（地域医療機関への研修期間の確保等）に関する支援
5. 地域医療機関への支援	医師確保対策重点推進圏域に新たに勤務し、一定期間定着する医師を確保するための医療機関への支援を検討
6. 医療人材の資質向上	各種研修の実施
7. 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援	医師の勤務環境改善の推進

3 地域における医師確保について(県養成医)

県養成医師の養成・派遣

- 医師不足地域（へき地）の支援のため、**県養成医師制度**を運用



医学生（※）へ修学資金を貸与し、卒業後、一定の期間（9年間）を県職員として、県が指定する医師不足地域等の医療機関で勤務する制度

※対象大学：

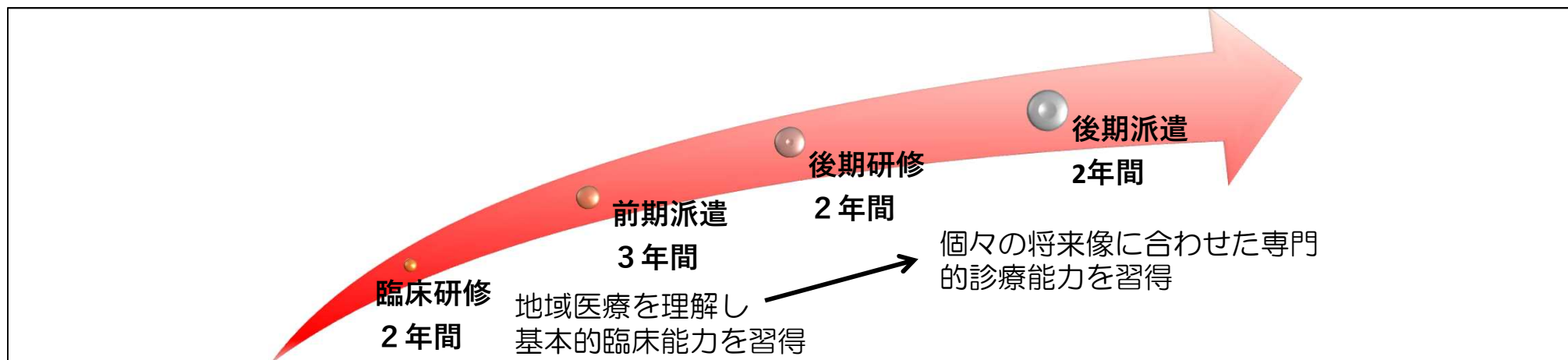
自治医科大学（定員：2～3名）、兵庫医科大学（定員：5名）、
神戸大学（定員：10名）、鳥取大学（定員：2名）、岡山大学（定員：2名）

区分	医学生	臨床研修	前期派遣	後期研修	後期派遣	医師計	合計
人数	129	42	47	18	10	117	246

(令和3年4月1日現在)

- 義務年限(9年)終了者：へき地定着者数54名 [目標：60人(R5)]

3 地域における医師確保について(県養成医)



派遣先医療機関

地域	医療機関名
但馬	(へき地医療拠点病院) 豊岡病院、八鹿病院 (その他公立病院) 出石医療c、日高医療c、朝来医療c、村岡病院、香住病院、浜坂病院
北播磨	(へき地医療拠点病院) 西脇病院 (その他公立病院) 加西病院
中播磨	(へき地医療拠点病院) 製鉄記念広畑病院 (その他公立病院) 神崎総合病院
西播磨	(へき地医療拠点病院) 赤穂市民病院、宍粟総合病院
丹波	(へき地医療拠点病院) 県立丹波医療センター
淡路	(へき地医療拠点病院) 県立淡路医療センター

4 検討事項(案)

① 地域医療を支える仕組みとしての医師対医師（D to D）遠隔医療の位置づけ及び行政、医療機関等の果たすべき役割や今後の取組方向

- ・ 遠隔医療の実施にあたっては、地域の医療課題と遠隔医療の関係性を明確にし、地域において求められるサービス設計について、地域医療を支える仕組みの一つとして位置づけて実施することが求められる。
- ・ 遠隔医療は、その実施に取り組む医療機関だけでなく、都道府県や市町村といった地方公共団体の支援が重要。都道府県等の行政が一定の方向性や方針を示すとともに、地域ごとに当該地域の医療課題について遠隔医療がどのように貢献するかを整理し、対応方針を共有していくことが求められる。

「医師対医師（DtoD）の遠隔医療の実施状況に関する調査報告書」（総務省：令和2年7月）を一部改変

4 検討事項(案)

② 県養成医等、へき地等の医療機関に勤務する医師の育成に係る医師対医師（D to D）遠隔医療の活用方策

- ・ 県養成医等、へき地等の医療機関に勤務する医師の育成や、医師確保対策重点推進圏域に新たに勤務し、かつ当該圏域に定着する医師の確保を図るための医療機関への支援が求められる。
- ・ 放射線画像診断医、病理医等専門医の不足により、地域の医療機関への医師派遣が困難な状況にあることや、大学病院等の高度専門医療機関と地域の医療機関の連携による診断・治療精度の向上、勤務医の負担軽減を図る必要がある。

「兵庫県医師確保計画」(令和2年3月)、
「医師対医師（DtoD）の遠隔医療の実施状況に関する調査報告書」(総務省：令和2年7月)を一部改変

5 スケジュール等

【スケジュール（案）】

第1回 検討事項について【9月22日】

- ① 医師対医師（D to D）遠隔医療について
- ② 国・県の取組について
- ③ 地域における医師確保について
- ④ 検討事項

第2回 本県等の遠隔医療の実施状況等について【10月下旬】

- ① 県内病院アンケート調査結果報告
- ② 県内・他府県先進事例

第3回 とりまとめ(骨子案) の検討【12月】

第4回 とりまとめ【3月】

5 スケジュール等

県内病院アンケート調査(案)

本県における遠隔画像診断等の医師対医師（D to D）遠隔医療の現状及び推進に向けた課題等を把握するため、各医療機関の実施状況の調査を行う。

1 対象

334病院（精神科単科のぞく）

2 内容

区 分	内 容	
1 実施の有無	遠隔画像診断、遠隔病理診断、テレコンサルテーション・カンファレンス	
2 未実施の理由	導入にあたっての必要性の有無、課題等	
実 施 状 況	3 概要	実施している遠隔医療の概要
	4 実施の目的等	遠隔医療の導入目的、対象とする地域（範囲）
	5 運営体制	業務に従事する人員、事務職員等
	6 参加施設・実績	参加施設数・病院名、利用実績
	7 収入・費用	システム等の構築費用、利用料金等
	8 効果	導入による効果
	9 課題	今後の継続、拡張等に係る課題